**経営者保証に関するガイドライン（ＧＬ）に基づく保証債務整理（単独型）**

書式６－１

**ＧＬ要件該当性及び弁済計画案等の御説明**

対象債権者　各位

　　年　　月　　日

(主たる債務者) ○○○○

(保証人) ○○ ○○ 印

(支援専門家) 弁護士　○○ ○○ 印

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます｡ 平素は格別の御高配を賜り，厚く御礼申し上げます｡

 さて，主たる債務者　　　　　　ですが，　　年　　月　　日付けで（破産・特別清算・民事再生）手続を申し立てており，（係属，終結）しておりますので，一体整理が不可能です。

保証人　　　　　　氏ですが，経営者保証に関するガイドライン（以下「ＧＬ」とし，「経営者保証に関するガイドライン」Ｑ＆Ａは「Ｑ＆Ａ」とします。）に基づく弁済計画案は，本書面の別紙のとおりです。下記のとおり，保証人は，ＧＬ７項（１）に規定する保証債務整理の対象となる保証人であり，ＧＬ７項（２）のとおり適正にＧＬ手続を進めたものであり，ＧＬ７項（３）③から⑤に沿った弁済計画案となっていますので，ＧＬに基づく整理に御理解いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

**第１　保証債務整理の対象となる保証人であること**[ ]  **補充あり**

[ ] ＧＬ３項要件を充足している（GL7項（1）イ）

[ ] 主債務者が中小企業であること（GL3項（1），Ｑ＆Ａ3）

[ ] 保証人が個人であり，主債務者である中小企業の経営者等であること（GL3項（2），Ｑ＆Ａ4）

※いわゆる第三者による保証について除外するものではありません（GL脚注５参照）。

[ ] 主債務者および保証人の双方が弁済について誠実であり，財務情報等を適時適切に開示していること（GL3項（3），Ｑ＆Ａ3-3，3-4）

[ ] 主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく，そのおそれもないこと（GL3項（4），Ｑ＆Ａ3-5）

[ ] 主たる債務者が法的債務整理手続の開始申立て又は準則型私的整理手続の申立てをＧＬの利用と同時に現に行い，又は，これらの手続が係属し，若しくは既に終結していること（GL7項（1）ロ）

[ ] 対象債権者において，破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがある等，経済的な合理性が期待できること（GL7項（1）ハ，Ｑ＆Ａ7-4）

[ ] 破産法第２５２条第１項（第１０号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず，そのおそれもないこと（GL7項（1）ニ）

[ ] 著しく不利益な条件で債務を負担したり，又は信用取引により商品を購入し著しく不利益な条件で処分してしまったことがない（破産法第252条第1項第2号）

[ ] 一部の債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で，義務ではない担保の提供，弁済期が到来していない債務の弁済又は代物弁済をしたことがない（破産法第252条第1項第3号）

[ ] 保証債務整理に至る経過の中で，当時の資産・収入に見合わない過大な支出又は賭博その他の射幸行為をしたことがない（破産法第252条第1項第4号）

[ ] １年前から保証債務整理の開始日までの間に，他人の名前を勝手に使ったり，生年月日，住所，負債額及び信用状態等について虚偽の事実を述べて，借金をしたり，信用取引をしたことがない（破産法第252条第1項第5号）

[ ] その他免責不許可事由がない（破産法第252条第1項各号（第10号を除く。））

 [ ] 免責不許可事由がある場合

※免責不許可事由及びそのおそれがない場合には記載は不要です。

免責不許可事由の内容と裁量免責を相当とする事情は次のとおりです。

|  |
| --- |
|  |

**第２　対象債権者**[ ]  **補充あり**

本件における対象債権者は次のとおりです（GL1項，7項（3）④）。

|  |
| --- |
|  |

 ※経営者に対して保証債権を有する金融債権以外の債権者（固有の債権者等）でも，弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある債権者である場合には，対象債権者に含めることも可能です（7項（3）④なお書，GLＱ＆Ａ7－28）。

**第３　保証債務整理の手続（単独型）**[ ]  **補充あり**

　保証債務整理（単独型）のため，次の準則型私的整理手続を（利用する予定・利用中）であり，整理手続自体も適正です。

[ ] 中小企業再生支援協議会手続（GL7項（2）ロ，Ｑ＆Ａ7－5）

[ ] 特定調停手続（GL7項（2）ロ，Ｑ＆Ａ7－5）

**第４　保証債務整理を図る場合の対応が適正であること**[ ]  **補充あり**

**１　返済猶予等の要請が適正に行われていること**

[ ] ＧＬの手続に則り，適式に返済猶予等の要請が出されている

[ ] 主たる債務者，保証人，支援専門家が連名した書面（保証債務のみを整理する場合は保証人，支援専門家が連名した書面）が出されている（GL7項（3）①）
[ ] 全ての対象債権者に対して同時に行われている（GL7項（3）①）
[ ] 対象債権者との間で良好な取引関係が構築されてきた（GL7項（3）①）

※全ての要件を充足する場合には，対象債権者は，返済猶予等の要請に対して，誠実かつ　　柔軟に対応するよう努めることになります。

**２　基準日**

|  |
| --- |
|  |

**３　合理的な不同意事由**

[ ] ＧＬ７項（3）の合理的な不同意事由がない（Ｑ＆Ａ7－7，7－12）

※対象債権者は，合理的な不同事由がない限り，保証債務整理手続の成立に向けて誠実に対応することになります。

**第５　残存資産の範囲及び弁済計画の内容も相当であること**[ ]  **補充あり**

**１　保証人の資産の状況及び残存資産の範囲**

　上記基準時点における保証人の財産は，「資産目録」記載のとおりです。

このうち保証人が残すことを希望する資産（残存資産）は，次のとおりです。

|  |
| --- |
| ・・・(合計) 　　　　　　　　　　　　円 |

※住宅，車両リース等担保付資産がある場合，担保資産の価値と被担保債務額を比較し，（余剰の）資産価値を試算します。

（例）住宅の価値　　　　　　　　　　　　　　円

住宅ローン額　　　　　　　　　　　　　円

**２　保証債務の履行基準（残存資産の範囲）の相当性（経済的合理性）**

[ ] 残存資産が自由財産の範囲内である（ＧＬ７項（3）③ホ，Ｑ＆Ａ7‐14）

※保証人が自由財産の範囲内の財産しか有していない場合，保証人が破産した場合でも対象債権者は，保証人の財産から配当を期待できる立場にありません。GL上も残すことは相当とされており，自由財産を残す内容で弁済計画を立案しても，対象債権者の経済的合理性は充足されていると考えられます。なお，自由財産を残す内容の弁済計画を立案しても，弁済について誠実という要件を満たさない事態になるわけではありません（Ｑ＆Ａ3－4参照）。

[ ] 残存資産が自由財産の範囲を超えているが，以下のとおり，インセンティブ資産として相当な範囲である（Ｑ＆Ａ7－13，7－14，7－20）

[ ] インセンティブ資産の範囲は，回収見込額の増加額の範囲内である

（別紙「インセンティブ資産の相当性資料」参照，Ｑ＆Ａ7‐16）

[ ] 主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始した事情がない（7項（2）ロ，Ｑ＆Ａ7‐20）

**３　弁済計画の内容も相当であること**

　[ ] 法的債務整理手続によらずガイドラインで整理する理由（GL7項（3）④イa）

|  |
| --- |
|  |

　なお，一体整理が困難な理由は，冒頭記載の通りです（GL7項（3）④イa）

[ ] 財産評定の基準時の財産の状況が記載されている（「資産目録」参照，GL7項（3）④イb）

[ ] （残存資産ではない）処分・換価対象資産がある場合，「公正な価額」に相当する額を弁済する計画を示すか，処分方針を記載している（GL7項（3）④イc，d）

※処分・換価未了財産がない場合には，当該項目の検討は不要です。

[ ] 按分弁済の計画となっている（GL7項（3）④ロ）

　**４　保証債務の免除要請も適正に行われていること**

[ ] 保証人が資力に関する情報と資料の開示を行い，表明保証を行っている（「表明保証書」参照，GL7項（3）⑤イ，ロ）

[ ] 支援専門家が表明保証の適正性についての確認を行い，対象債権者に報告している（「表明保証書」参照，GL7項（3）⑤イ）

[ ] 資力の状況が事実と異なる場合（過失も含む），免除した保証債務及び延滞利息を付す追加弁済を行う書面での契約締結がなされている（「表明保証書」参照，GL7項（3）⑤ニ）

[ ] 主たる債務及び保証債務の弁済計画が，対象債権者にとっても経済合理性が認められるものとなっている（本書面第５の２項参照，GL7項（3）⑤ハ）

**「インセンティブ資産の相当性資料」**（別紙）

**第１　インセンティブ資産**[ ]  **補充あり**

　保証人が希望するインセンティブ資産は，次のとおりです。

|  |
| --- |
|  |

**第２　主債務者清算型手続の場合の回収見込額の増加額（Ｑ＆Ａ7‐16）**[ ]  **補充あり**

1. 現時点で清算した場合における主たる債務者と保証債務からの回収見込額

|  |
| --- |
|  |

1. 将来時点における主たる債務者と保証債務からの回収見込額

|  |
| --- |
|  |

1. 本件における回収見込額の増加額（①から②を控除した金額）

|  |
| --- |
|  |

※ 準則型私的整理手続を行うことにより，主たる債務者又は保証人の資産の売却額が，破産手続を行った場合の資産の売却額に比べ，増加すると合理的に考えられる場合は，当該増加分の価額も加えて算出することができます。

**第３　インセンティブ資産を残す理由（複数回答可，7項（3）a）**[ ]  **補充あり**

　[ ] 今後の居住場所確保のため

　[ ] 医療費，介護費等がかさむため

　[ ] 解約（換金）すると再度加入することが難しいため

　[ ] 事業再生，事業清算に着手した時期が計画に与えた影響が大きいため

　[ ] 保証人の経営資質，信頼性が高いため

　[ ] 以下の理由のため（自由に記載）

|  |
| --- |
|  |

以上